

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		器具等の搬入の許可		
根拠例規及び条項		多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和 55 年条例第 32 号)第 13 条		
所 管 部 課 名		環境文化部 文化スポーツ課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例第 12 条		
	基 準	条例第 13 条に定めるところによる。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7 日程度 (注: 休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日 (機関名 )	協議機関 日 (機関名 )	処分機関 7 日
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				